

いのちを守る「知恵」を はぐくむために

～ 学校における安全教育の手引 ～

東日本大震災の教訓を踏まえて



平成24年1月

京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会では、平成9年に阪神淡路大震災の教訓を踏まえた地震防災安全指導資料「地震」を発行し、また、生活安全の領域においては「幼児児童生徒を凶悪な事件から守るための手引」を平成13年に発行、平成16年に改訂、平成22年に新改訂する等、子どもたちの安全確保を図るための取組を進めてきました。また毎年発行の「京都府児童生徒の健康と体力の現状」で、交通事故災害の現状と課題を示してきました。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震に加え大津波が東日本太平洋側沿岸部を襲い、多くの学校に甚大な被害をもたらすとともに、子どもたちの尊い命が失われ、あらためて災害安全に関する取組の見直しが重要かつ喫緊の課題となりました。

大震災に直面する中、岩手県釜石市における取組は、在校中の児童生徒等ほぼ全員が的確な避難行動をとり自らの命を守ったことから、それまでの**計画的、継続的な防災教育の取組**が子どもたちの**危険に対する実践的な力の育成**につながったこと、**地域の人々と協働した訓練等の取組**が多くの**人々の命を救うこと**につながったこと、**年上の子どもたちが率先して行動し**、年下の子どもや高齢者等の弱者を気づかったこと、**想定にとらわれない避難のあり方等**、多くの教訓を得ました。

学校安全は、「生活安全(防犯を含む)」「交通安全」「災害安全(防災と同義)」の3領域で構成されます。子どもたちの安心・安全を脅かす出来事が起こったときに、「何が起こったのかについて信頼できる情報を入手」し、「子どもたちが自らの安全を確保」し、その後「他の人の安全に貢献する」ことは、すべての領域に共通する普遍的な行動であり、また、学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年3月文部科学省)にも、「生きる力」すなわち「基礎基本の習得」「主体的な判断」「問題解決能力」「自立性と協調性」「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康・体力」が3領域の共通基盤であると示されています。この普遍的な行動と共通基盤をもとに、3領域それぞれの特性を踏まえつつ、三位一体とした安全教育を推進するため、京都府の「いのちを守る『知恵』をはぐくむために ～学校における安全教育の手引～ 東日本大震災の教訓をふまえて」を作成いたしました。

本手引が各学校等において、管理職、安全教育を担当する教職員はもとより、広く教職員の方々に活用され、学校における安全教育の充実の一助となることを願います。